

令和2年度第1回和泉市スポーツ推進審議会 次第

日 時：令和3年3月12日（金）午後2時～

場 所：旧市立病院南館会議室②

1 開会

2 委員の紹介

3 教育長挨拶

4 職員の紹介

5 議題

（1）スポーツ団体に交付する補助金について

6 報告

（1）和泉市スポーツ推進基本計画推進状況について

7 その他

【配布資料】

資料1 和泉市スポーツ推進審議会委員名簿…P1

資料2 和泉市スポーツ推進審議会配席図…P2

資料3 スポーツ団体に交付する補助金について…P3

資料4 和泉市スポーツ推進基本計画推進状況について…P4～P7

資料5 和泉市スポーツ推進審議会条例、同審議会運営要綱…P8～P11

和泉市スポーツ推進審議会委員名簿

	氏 名	所 属	備考	(順不同・敬称略)
会長	金谷 忠男	和泉市スポーツ推進委員協議会		
副会長	恵山 文孝	和泉市体育協会		
委員	澤村 直幸	和泉市町会連合会		
委員	坂東 剛	和泉市PTA協議会	1号委員	
委員	門林 淳	和泉市老人クラブ連合会		令和2年3月16日から 令和4年3月15日まで
委員	野口 祥子	和泉市障がい者団体連絡協議会		
委員	鈴木 雄太	大阪市立大学 都市健康・スポーツ研究センター	講師	2号委員
委員	高橋 ひとみ	桃山学院大学 法学部 名誉教授		
委員	辻 吉重	公募委員		3号委員

令和2年度第1回スポーツ推進審議会配席図

令和2年3月12日(金) 14時00分～

旧市立病院南館会議室②

恵山副会長

金谷会長

高橋委員

澤村委員

教育長

部長

室長

課長

坂東委員

門林委員

辻委員

鈴木委員

野口委員
野口委員介添え

課長補佐

廣田

濱田

入り口

スポーツ団体に交付する補助金について

《令和2年度》

対象団体	事項名	目的及び理由	令和3年度	令和2年度
和泉市体育協会	活動補助金	本市のスポーツの普及振興及び市民の体力の向上並びに健康増進に寄与することを目的として活動する団体に支援を行う。	9, 425	9, 391

※参考
スポーツ基本法

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第十条に規定するスポーツ団体に對し補助金を交付しようとする場合)には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会(特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)に係る補助金の交付については、その長)がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合には、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

和泉市スポーツ推進基本計画推進状況について

(1)誰もが気軽にスポーツができる環境の充実	
①スポーツ活動のきっかけづくり	
(★:新規、●:拡充、○:継続)	
I.誰もが参加できるスポーツイベントの実施、充実	今年度の取り組み状況
○ふれあいニュースポーツ教室(毎月1回)【中止】 ○第68回信太山クロスカントリー大会(1月10日)【中止】 ○各体育施設におけるスポーツ教室	今後の展望 ●新型コロナウイルス感染症対策を講じたイベントの実施 ○気軽に参加できるイベントの考案 ○参加者の増加に繋がる広報、周知
II.親子で参加できるスポーツイベントの開催	今年度の取り組み状況
○ファミリー歩こう会 (春季:和歌山県かつらぎ町・秋季:光明池緑地)【中止】 ○親子ふれあい体験乗馬(15組:30名) ○親子健康体操(指定管理者主催:10組22名) ○ニュースポーツフェスタ2021 (市民体育館)【中止】	今後の展望 ●新型コロナウイルス感染症対策を講じたイベントの実施 ○イベントの開催
III.市内ウォーキングマップの拡充	今年度の取り組み状況
●距離表示案内板の設置箇所の拡充(コミュニティ体育馆コース)	今後の展望 ●距離表示案内板の設置箇所の拡充
IV.市民スポーツ大会への支援	今年度の取り組み状況
○市民スポーツ大会を開催している和泉市体育協会への補助金の交付	今後の展望 ○和泉市体育協会への支援継続
V.ニュースポーツの普及	今年度の取り組み状況
○ふれあいニュースポーツ教室【中止】 ○ニュースポーツフェスタ2021【中止】 ○ニュースポーツ用具貸出(市民体育馆) ○講師派遣	今後の展望 ●新型コロナウイルス感染症対策を講じたイベントの実施 ○ニュースポーツ大会の開催 ○ニュースポーツ用具の購入
VI.スポーツ体験教室・初心者向け教室の充実	今年度の取り組み状況
○各体育施設におけるスポーツ教室 (ヨガ教室等)	今後の展望 ○スポーツをするきっかけとなる教室の継続
VII.スポーツイベントの充実	今年度の取り組み状況
○プロサッカー市民観戦デー(12月12日:71名) ○第26回市民ゴルフ大会(10月22日:81名) ○IZUMIスポーツフェスティバル(体力測定会) (10月25日)【中止】 ○第68回信太山クロスカントリー大会 (1月10日(信太山演習場))【中止】 ○ニュースポーツフェスタ2021 (2月28日:市民体育馆)【中止】 ○走り方教室(3月27日:光明池緑地運動場)【中止】	今後の展望 ●新型コロナウイルス感染症対策を講じたイベントの実施 ○イベントの開催 ○新たなイベントの考案

②ライフステージに応じたスポーツ活動の促進

1) 子ども

I.子ども向けスポーツ教室の増設

今年度の取り組み状況

- 各体育施設における教室の開催
(子ども体操、剣道等)

今後の展望

- ニーズに合わせた新たな教室の展開
- 参加者の多い教室の増設

II.学校や地域との連携

今年度の取り組み状況

- 小・中学校(全30校)の学校開放

今後の展望

- 全校開放の取組みの継続

III.スポーツ少年団の育成

今年度の取り組み状況

- 泉北地区スポーツ少年団指導者研修会
(泉大津市担当:泉北地区輪番制R2・3)

今後の展望

- 泉北地区スポーツ少年団指導者研修会
(忠岡町担当:泉北地区輪番制R4・5)

2) 成人

IV.仕事や家事・育児で忙しい人が参加しやすい教室の検討

今年度の取り組み状況

- 参加者アンケートの実施
- ウェイトトレーニング講習会の実施

今後の展望

- ニーズに合わせた教室を展開

3) 高齢者

V.高齢者向けスポーツ教室の開催

今年度の取り組み状況

- 各体育施設におけるスポーツ教室の開催
(いきいき体操、シニアテニス教室等)

今後の展望

- 各種教室の継続

4) 障がい者

VI.障がい者スポーツの啓発・普及

今年度の取り組み状況

- 障がい者の集い(障がい福祉課主催)【中止】

今後の展望

- 障がい福祉課と連携をとり、事業の継続

③新たなスポーツ施設の整備

I.スポーツ施設の整備

II.元大阪府立横山高等学校の整備

今年度の取り組み状況

平成30年度で完了

今後の展望

④既存体育施設の機能強化

I.公共スポーツ施設の効率的な運営

II.市民ニーズに応じた施設設備

III.施設間の連携システムの構築

IV.学校体育施設の効率的な管理・運営

取り組み状況

- 指定管理者による管理運営

くみズノグループ・和泉市公共施設管理公社

共同事業体(令和元年度～令和5年度まで)

・温水プール(サン.nioプール)

・コミュニティ体育馆

・光明池緑地運動場

・光明池球技場

・総合スポーツセンター(関西トランスウェイスポーツスタジアム)

・市民体育馆

・横尾川公園テニスコート

※公募による選定により、民間活力及びノウハウの活用している。これまで各地域毎の指定管理者であったが、スケールメリットの創出に向け、令和元年度から1事業者による全施設の管理を行っている。

○小・中学校(全30校)の学校開放

○総合スポーツセンターの防球ネット改修工事

今後の展望

- 指定管理者のノウハウの活用

- 引き続き全校開放の取組みの継続

★学校開放における空調代の実費負担金徴収

(2) 競技スポーツとスポーツを通じた交流の振興

① 競技スポーツの振興

(★: 新規、●: 拡充、○: 継続)

I. 競技スポーツの育成支援

II. スポーツ指導者の養成

今年度の取り組み状況

- 和泉市体育協会による競技スポーツ大会の開催支援
- スポーツ推進委員研修会の実施【中止】

今後の展望

- 新型コロナウイルス感染症対策を講じたイベントの実施
- 競技スポーツ大会への支援を継続
- 指導者向けの研修会を検討

III. プロリーグや社会人リーグの試合の観戦機会の創出

IV. トップアスリートとの出会い(スポーツ教室や講演会)

今年度の取り組み状況

- 和泉市観戦デー実施
(セレッソ大阪: 12月 12日)

今後の展望

- 事業の実施

V. スポーツ功労者の褒賞

今年度の取り組み状況

- 奨励賞の交付(近畿・全国・国際大会)
- 広報紙・市HPへの掲載

今後の展望

- 本制度の実施

(2) 地域でのスポーツを通じた交流の促進

I. スポーツ推進委員による地域スポーツ活動の推進

今年度の取り組み状況

- 新型コロナウイルスの影響によりイベント中止
(歩こう会、走ろう会、ニュースポーツ教室、ニュースポーツフェスタ2021)

今後の展望

- イベントの実施

II. 総合型地域スポーツクラブへの育成支援

今年度の取り組み状況

- 既存の総合型地域スポーツクラブ大阪和泉光俱楽部への
ちよいす(和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業)による支
援

今後の展望

- 市HPを活用した総合型地域スポーツクラブの活動事業の
掲載

(3) 本市ならではのスポーツ事業の推進

I. 本市発祥のニュースポーツの開発

今年度の取り組み状況

- コミュニティ体育馆にニュースポーツ道具の設置

今後の展望

- 新たなニュースポーツの導入

(3)スポーツ活動を支援する仕組みづくり

①スポーツ活動を支える人材の育成や連携の強化

(★:新規、●:拡充、○:継続)

I.スポーツ活動を支える人材(人材バンク)	
今年度の取り組み状況	今後の展望
○和泉市生涯学習人材データバンク(スポーツ分野)への登録	○人材バンクへの登録の推進

II.スポーツイベントへの参加促進(スポーツボランティア)

今年度の取り組み状況	今後の展望
●スポーツイベントのボランティア募集 スポーツフェスティバル(10月25日)【中止】 ニュースポーツフェスタ(2月28日)【中止】 信太山クロスカントリー大会(1月10日)【中止】	●各種イベントにおいて、ボランティア募集拡充

②スポーツや運動に関する情報提供体制の充実

I.情報提供の充実

今年度の取り組み状況	今後の展望
○広報紙、HPによる情報発信 ○「IZUMIスポーツニュース」(年6回)の発刊 ○市公式Facebookによる情報発信 ○いすみメールによる情報発信 ○民間テレビ、ラジオ放送による情報発信	○情報発信の継続

③関係機関や団体との連携強化

I.応援サポーターの推進

今年度の取り組み状況	今後の展望
○市内公共施設等を中心としたチラシ、ポスターの設置及び掲示 ○市事業協賛企業の施設等へのチラシ、ポスターの設置及び掲示	○各種イベントの情報提供協力要請の継続

II.大学との連携

今年度の取り組み状況	今後の展望
○ふれあいニュースポーツ教室【中止】	●各種イベントへの連携の強化

III.民間団体との連携

今年度の取り組み状況	今後の展望
○第26回市民ゴルフ大会 (関西空港ゴルフ俱楽部)(10月22日) ○親子ふれあい体験乗馬 (杉谷乗馬クラブ)(11月14日)	●各種イベントへの連携の強化

○和泉市スポーツ推進審議会条例

平成25年7月26日
条例第41号

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、和泉市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(担任事務)

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、和泉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は市長の諮問に応じ、法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会又は市長に建議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 関係団体の代表
- (2) 学識経験者
- (3) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が選任されていない場合その他会長が招集できない場合は、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、スポーツ振興担当部署において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○和泉市審議会等の設置及び運営に関する規則（抜粋）

（会議の傍聴）

第12条 市民及び事業者は、審議会等の会議が非公開とされたときを除き、審議会等の会議を傍聴することができる。

- 2 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、会場の秩序維持に関し審議会等の長の指示に従わなければならない。
- 3 審議会等の長は、会場の秩序維持のため必要と認めるときは、傍聴者に退場を命ずることができる。

和泉市スポーツ推進審議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、和泉市スポーツ推進審議会条例（平成25年和泉市条例第41号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、和泉市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 審議会は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条及び第35条の規定により、教育委員会又は市長の諮問に応じて、スポーツ推進に関する次の各号に掲げる事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会又は市長に建議する。

- (1) スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツ団体に交付する補助金に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関する重要事項。

(委員)

第3条 条例第3条に定める委員の内訳は、別表のとおりとする。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則（平成25年和泉市教育委員会訓令第27号）

この訓令は、平成25年8月5日から施行する。

附 則（平成28年和泉市教育委員会訓令第10号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1	和泉市町会連合会の代表者	1号委員
2	和泉市スポーツ推進委員協議会の代表者	
3	和泉市体育協会の代表者	
4	和泉市PTA協議会の代表者	
5	和泉市老人クラブ連合会の代表者	
6	和泉市障がい者団体連絡協議会の代表者	
7	学識経験者	2号委員
8	学識経験者	
9	公募による市民	3号委員